

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

動物の死がいの回収について（お知らせ）

所有者のわからない犬や猫など動物の死がいは、廃棄物処理法の規定により、事実が発生している土地・建物の所有者や管理者が処理を行わなければなりません。

町では、生活環境の保全及び交通安全の確保のため、道路上などで発生した動物の死がいの回収業務を専門業者へ委託しています。

1 町が回収対応するもの

次の場所で発生した動物（犬・猫・野生動物など）の死がい

- ・町が管理する道路上（町道）
- ・町の公共施設敷地内

※国道や県道にある場合は、それぞれの道路管理者が対応します。



2 町が対応できない主なもの

次の場所にある場合は、土地の所有者または管理者において処理をお願いします。

- ・個人宅の敷地内
- ・民有地（田、畑、山林、空き地など）
- ・私道等

3 連絡方法

道路上などで動物の死がいを見つけた場合は、次の窓口へご連絡ください。

【平日（開庁時間 8：30－17：15）】

町道	湯前町役場 保健福祉課	43-4112
国道・県道	球磨地域振興局 維持管理調整課	24-4208
	国土交通省「道路緊急ダイヤル」	#9910

【平日（閉庁時間）及び休日（8：30－17：15）】

町道	湯前町役場 代表番号	43-4111
国道・県道	国土交通省「道路緊急ダイヤル」	#9910

※連絡の際は、場所が分かるよう、道路情報や近くの建物などをお知らせください。

※閉庁時間や休日に連絡を受けたものは、開庁時間での対応等、時間がかかる場合があります。

4 注意事項

- ・動物の死がいには直接触れないようご注意ください。
- ・飼い犬・飼い猫などペットの死がいは飼い主の責任において処理をお願いします。
- ・回収は委託業者が順次対応するため、回収まで時間がかかる場合があります。
- ・町では回収のみを行っており、動物の引き取りは行っていません。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。